

- 対象住宅の要件
- ・昭和57年1月1日以前から存在する専用住宅、共同住宅、併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上あること）
  - ・現行の耐震基準に適合する住宅（昭和56年6月1日施行の建築基準法）
  - ・1戸あたりの耐震改修工事費が、補助金などを除き50万円を超えるもの（平成25年3月31日までに改修工事に係る契約が締結された場合は30万円以上）

住宅の耐震改修工事を行うと、その住宅の固定資産税が減額されます。

**住宅の耐震改修工事に伴う固定資産税の減額制度**



お問い合わせは、  
(☎63・3802)まで。

### ■耐震工事完了の期間と固定資産税の減額期間■

耐震工事完了期間	固定資産税の減額期間
平成18年1月1日～平成21年12月31日	耐震工事完了年の翌年度から3年度分
平成22年1月1日～平成24年12月31日	耐震工事完了年の翌年度から2年度分
平成25年1月1日～平成30年3月31日	耐震工事完了年の翌年度から1年度分

※ただし、H25年11月25日～H30年3月31日の間に、当該住宅が建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、耐震工事完了年の翌年度から2年度分

改修をした住宅の固定資産税の2分の1（ただし、1戸あたり床面積120m<sup>2</sup>分に相当する税額が限度となります）

※長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2。「通行障害既存耐震不適格建築物」の場合は、工事が完了した年の翌年度は3分の2、翌々年度は2分の1となります。

### ■減額される範囲と税額

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けられることができます

- ・新築住宅の減額やバリアフリーや省エネ改修工事による減額と同時に適用はできません

### ■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。申告書は、税務課に備え付けています。

詳しくは、税務課（☎63・3802）まで。



### ■改修工事による固定資産税の減額制度

高齢の方、障がいのある方等が居住する住宅について、次の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、住宅の固定資産税が減額されます。

### ■対象住宅の要件

改修工事が平成28年4月1日以降の場合

新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）および併用住宅（居住部分が2分の1以上あること）

改修後の住宅の床面積が50m<sup>2</sup>以上であること

改修工事が平成28年3月31日以前の場合

平成19年1月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く）および併用住宅（居住部分が2分の1以上あること）

## ■対象住宅の居住者要件

次のいずれかに該当する方

・65歳以上の方

・要介護認定または要支援認定を受けている方

・障がいのある方

## ■改修工事の要件

平成19年4月1日から平成30年3月31日までにバリアフリー改修工事を行い、補助金や介護保険からの給付金を除いた自己負担額が50万円を超えるもの

(平成25年3月31日までに改修工事に係る契約が締結された場合は30万円以上)

## ■改修工事の内容

- ・廊下の拡張
- ・階段の勾配緩和
- ・浴室の改良
- ・トイレの改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め化など

## ■減額される範囲と税額

改修工事を行った住宅の固定資産税の3分の1

(ただし、1戸あたり床面積100m<sup>2</sup>に相当する税額が限度となります)

## ■減額される期間

改修工事が終了した翌年度分のみ

## ■その他

この制度による減額は1戸につき1度しか受けること

ができません  
新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に

適用はできません(ただし、省エネ改修工事による減額

との同時適用は可能です)

## ■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。申告書は、税務課に備え付けています。

詳しくは、税務課(☎ 63・3802)まで。



# 損住に伴う固定資産税の減額制度

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るため、一定の省エネ(熱損失防(止)改修工事を行った場合、住宅の固定資産税の減額措置を受けられます。

## ■対象住宅の要件

平成20年1月以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)

平成20年4月1日から平成30年3月31日の間に、次に掲げる①を含む省エネ改修工事が完了した住宅

①窓の断熱改修工事

②床の断熱改修工事

③天井の断熱改修工事

④外壁の断熱改修工事

\*改修部分が、いずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること

省エネ改修工事に要した費用が、補助金などを除き

50万円を超えるもの(平成25年3月31日までに改修工事に係る契約が締結された場合は30万円以上)

## ■減額される範囲と税額

住宅(併用住宅の店舗・事務所部分を除く)の固定資産税の3分の1、認定長期優良住宅の場合は3分の2

(但し、1戸あたり床面積120m<sup>2</sup>に相当する税額が限度となります)

## ■減額される期間

改修工事が終了した翌年度分のみ

## ■その他

この制度による減額は1戸につき1度しか受けること

ができません  
新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に

適用はできません(ただし、バリアフリー改修工事による減額との同時適用は可能です)

## ■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。

詳しくは、税務課(☎ 63・3802)まで。

詳しく述べては、税務課(☎ 63・3802)まで。

※改修工事が平成28年4月1日以降の場合は、改修後の住宅の床面積が50m<sup>2</sup>以上であること